

令和3年度第3回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会

<議事要旨>

開催日時	令和4年3月25日(金) 午後2時00分～午後4時00分
開催場所	摂津市役所 本館3階 301会議室
出席者 (委員)	石川委員(会長)、切東委員(副会長)、武田委員、西川委員、百武委員(オンライン参加)、中山委員、榎谷委員、市川委員、井口委員、山本委員、増本委員、東委員、辻勝美委員、辻賀代子委員、吉村委員、佐々木委員
欠席者	小坂委員、井川委員、西田委員
事務局	平井、荒井、真鍋、田中、山田、坂本、池田、依岡、亀崎 社(社会福祉協議会)
案件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 案件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和3年度の主な取組 (2) 日常生活圏域について (3) 第9期計画の策定に向けたスケジュールについて (4) 地域密着型サービスについて (5) 居住支援協議会の設立について (6) その他 3. 閉会
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会 会議次第 ・委員名簿 ・資料1 日常生活圏域について(基礎編) ・資料2 摂津市内の状況 ・資料3 第9期摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けたスケジュール ・資料4 地域密着型サービスの開設・公募について ・資料5 令和3年度第2回審議会委員からのご意見・ご質問とその回答 ・資料6 令和3年度の主な取組 ・資料7 摂津市居住支援協議会(居住支援ネットワーク会議)規約(案) ・資料8 令和4年度 摂津市居住支援協議会 事業計画(案)

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
1.開会	
あいさつ、欠席者の報告、資料確認。	
2.議事 (1) 令和3年度の主な取組	
事務局	<p>「資料6 令和3年度の主な取組」を用いて説明します。</p> <p>第8期せつつ高齢者ががやきプランでは5つの施策体系があります。この施策体系に沿ってご報告いたします。本日報告する以外にも様々な施策を実施していますが、今年度から開始した取組を中心に報告します。</p> <p>介護予防と健康づくりについてですが、主に3つの取組を報告します。</p> <p>委託型つどい場の新規開設についてです。令和3年4月から、鳥飼下の第15集会所で、新しく委託型つどい場を開始しています。緊急事態宣言の発令にともない、中止期間がございましたが、現在は再開をしており、1回あたり10名程度の方が参加されています。</p> <p>令和4年度の取り組みになりますが、4月から、鳥飼新町の第21集会所で、新しい委託型つどい場の開始を予定しています。運営団体については、JOCA大阪さんを予定しており、現在、集会所の管理者さんと開始に向けた打ち合わせを行っています。予定では4月5日火曜日からの開始を予定しており、毎週火曜日の午後1時から午後4時の実施になります。65歳以上の方なら誰でも参加可能となっていますので、近所の方がいらっしゃいましたら、案内や参加などをいただければと思います。資料には第21集会所の大まかな位置と、集会所のストリートビューを掲載しています。</p> <p>健康・生きがい就労トライアルについてですが、こちらは、高齢者が介護事業者で、直接的な介護ではない間接業務に従事するトライアル就労を行うことで、社会貢献をしながら、健康づくりを行うことができる取組です。</p> <p>令和2年度は試行的な取組みとして、市内の特別養護老人ホーム4施設にお声がけをして開始しました。令和3年度は、デイサービスなど市内の通所事業所、グループホームや介護施設等すべての入居・入所事業所にお声がけをさせていただきました。3月8日に市民向けの説明会を開催し、10名の市民が参加しました。介護事業所としては2事業者と、資料には掲載しておりませんが、高齢者の働く場の提供ということで、シルバー人材センターにもご参加をいただきました。このうち1事業者4名については、トライアルの開始に向けての面接なども終えて、4月からトライアル就労を開始する予定と伺っています。もう1事業者についても、トライアルに向けての準備中となっています。資料には市民向け説明会の様子を掲載しております。</p>

次に、高齢者雇用確保支援金です。こちらは、企業向けの支援金となっています。コロナ禍であっても働く意欲のある高齢者を積極的・継続的に雇用している市内の中小企業などに、対象者 1 名あたり 10,000 円の支援金を交付するものになります。具体的には、8 月から 9 月の緊急事態宣言期間中に 65 歳以上の高齢者を雇用していた中小企業等が対象となっており、先月末時点で、27 事業者から 1,064 名分の申請が出ております。

次に、在宅生活・日常生活の支援についてです。

まず、よりそいクラブについてですが、こちらは、社会福祉協議会の第 2 層生活支援コーディネーターが中心になって取り組んでいる、市民同士の支え合いの仕組みとして行う、生活支援有償ボランティアの取組になります。令和 3 年度は、モデル地域として、市営三島団地で実施をしています。今後も、順次実施地域を拡大していく予定にしています。

資料として、よりそいクラブのチラシや実施状況を記載しています。支援項目では、チラシに記載しているように、ベランダ・玄関掃除、部屋の掃除、椅子に乗って行う作業、ごみ出しの 4 項目があり、30 分以内で、300 円となっています。支える側となる有償ボランティアの登録者数は 9 名となっています。3 月 4 日までに、3 名の住民から、合計 7 回の依頼がありました。依頼内容としては、換気扇掃除やエアコン掃除などの高所作業が中心となっています。モデル地域での実施状況を踏まえて、4 月以降の支援項目や謝礼金について、検討を行っているところになります。

次に、外出支援の開始に向けた調整です。市内の高齢者が在宅生活を続ける上での生活上の課題として、「外出の際のサポート」がありました。そのため、令和 4 年度から、要支援者等、外出にちょっとしたサポートを必要とする方に対して、住民団体による外出のサポートを行う取組の開始を予定しています。住民団体による支援が開始しましたら、次回以降の審議会で、改めてご案内をします。

次に、地域ケア体制の整備です。

地域包括支援センター鳥飼分室の開設ですが、令和 3 年 11 月 1 日に、新鳥飼公民館の旧鳥飼市民サービスコーナーに「地域包括支援センター鳥飼分室」を開設しました。鳥飼分室は、地域の高齢者の身近な相談窓口としての機能を担っており、常時 2 名の職員が在室しています。開設以降の分室への相談件数は、おおむね月 10 件程度となっています。

次に医療介護連携支援研究会の再開です。医療介護連携支援研究会は、摂津市医師会に委託している「在宅医療・介護連携支援コーディネーター」が中心となって実施している、医療と介護の連携の推進を目的とした研究会になっています。以前は会場に対面での実施をしており、令和 2 年 4 月からコロナのため中止となっていました。令和 3 年 9 月から、オンライン形式ではありますが、再開をしています。

	<p>次に、居住支援協議会の設立についてです。高齢者や障がい者などの方の中には、賃貸住宅の入居が困難な方もおり、そうした方々が円滑に入居できる体制を整えるため、摂津市居住支援協議会を設立しました。こちらは、案件（5）で別途報告しますが、今後、記載した構成員間のネットワークの構築や、住まいにおける課題の共有、課題解決に向けた取組を検討しています。</p> <p>次に、認知症施策の充実です。</p> <p>認知症総合支援事業の委託についてですが、令和3年6月から、こちらの業務を摂津市社会福祉協議会に委託をしています。この事業では、資料に記載している2つの内容がございます。こちらの委託により、地域包括支援センターと連携した相談対応や、後ほどお伝えするひとり歩き声かけ模擬訓練など、地域福祉と連携した取組につながっています。</p> <p>ひとり歩き見守り支援シールですが、9月末から配付を開始しており、3月17日時点で13名の方に交付をしています。シールのデザインはこのようになっており、この資料の二次元バーコードを読み取っていただくとデモ画面が見られます。二次元バーコードを読み取っていただき、流れに沿って進めていただきますと、現在位置や簡易なメッセージが、家族等の介護者に届くものになります。皆様も、このシールをつけた方が道に迷われていましたら、ご支援をいただくと幸いです。</p> <p>ひとり歩き声かけ模擬訓練ですが、こちらは、ひとり歩きをされている方に声をかけるという模擬訓練となっています。社会福祉協議会の認知症地域支援推進員や、介護事業者、家族の会、ほほえみの会などの認知症支援プロジェクトチームが中心となり、今年度は味生地区で実施をしました。市民の方など、計18名が参加されました。資料には、そのときの風景を掲載しています。</p> <p>最後に、介護サービスの充実についてです。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として、介護事業所の依頼に応じて、対策物品を交付しています。交付実績は資料に記載の通りとなります。</p> <p>次に訪問型サービスA従事者養成研修です。こちらは、要支援1・要支援2の人を対象とする、総合事業の訪問型サービスAで仕事をされる方の養成研修となっています。これまで不定期の開催となっており、コロナの影響もあり、前回は令和元年度の実施となっていました。こちらの研修について、3月8日・9日の2日間で実施し、10名の方が参加されて研修を修了しています。</p> <p>介護の日の記念イベントですが、コロナの影響もありましたので、昨年引き続きオンラインでの開催となりました。介護事業所利用者の作品展や、介護事業所の取組などの動画紹介を行いました。動画については、10本の動画で、閲覧総回数が3,762回でした。</p> <p>以上で、令和3年度の主な取組のご報告となります。</p>
会長	<p>計画を作成したわけですが、実際にどのように取組が進んでいくかということが重要です。その中でも、新しい取組を中心に事務局から報告がありました。ご意見、</p>

	ご質問があれば発言をお願いします。実際に報告された内容に関わっていらっしゃる方もいるため、その中で気づいたことや課題でも構いません。
委員	自分の経験も踏まえての質問です。ひとり歩き見守り支援シールを配付されており、13名の方に交付されているとのことでした。そのシールは、特定の決めた場所につけたり、あるいは持ったりしているのでしょうか。 そういった方を見かけたときのため、参考としてお聞きしたいと思います。
会長	事務局からお願いします。
事務局	シールとして交付しており、どこに貼るかということは、市からは特に指定していません。財布や杖など、普段持ち歩くものに貼っていただければとお伝えしています。シールは12枚配付しており、そのうち1枚はキーホルダーとしてお渡ししています。キーホルダーについても、必ずここにつけてくださいと指定はしていませんが、家の鍵など、外出時には持ち歩くものにつけていただきたいと伝えています。
委員	わかりました。普段持ち歩くものということなのですが、「あれ?」と思ったときに、どこにそのシールがついているのかわからないと、見つけにくいかなと思いました。
事務局	今年度は初めての配付ということで、配付するのみとなっています。ただ、1年に1回、シールを新しく発行することになります。そうしたときに、どこにそのシールをつけているのかをヒアリングして、どこにつけていることが多いかということ、また、情報提供させていただきたいと思います。
会長	このシールについては、第8期計画の中ではどの部分に該当しますか。
事務局	計画の74ページ以降の「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」となります。具体的に2次元バーコード付きシールの文言を明記してはありますが、77ページの「認知症の人や家族への支援」の項目に該当するものになります。
会長	このシールは、どれくらい市民に知られているのでしょうか。それとも、これから周知していくのでしょうか。
事務局	開始のときには広報で周知をしました。また、現在、認知症サポーター養成講座の際に周知をしております。ただ、会長からご質問があったように、どれくらい知られているかという課題はあり、今後、周知を広げていくものになります。
会長	認知症の方への支援ということで、委員からいかがでしょうか。
委員	シールですが、簡単にはがせるものなのでしょうか。シールの実物を見ていないのですが、目立つところに貼っていると、本人がはがしてしまうこともあるのではないかと思います。障がい者の方では、ヘルプマークが配られており、カバンなどにつけられています。そういった形の方がよいのではないかと感じました。制度の導入の際に、どのような検討があったのか伺えればと思います。

	<p>取組としてはよいことだと思しますので、ちょっとした疑問として聞きたいというものになります。</p> <p>また、SOS ネットワークについては、これまで通り継続しているのか、あわせて伺いたいと思います。</p>
事務局	<p>SOS ネットワークについては継続して実施しています。シールについては、はがせるかはがせないかで言えば、はがすことができます。ただ、シールであれば、どこにでも貼ることができるため、この形式で導入をしました。今回いただいた意見もふまえて、キーホルダーとして配る方がよいのかなど、引き続き検討をしていきます。</p>
会長	<p>新しい取組をしても、それが知られていなかったり、あるいは使い勝手がよくなかったりすると、せっかくの取組が、認知症の方が安心して暮らせるという目標のところにつながっていきません。今回の委員の意見も踏まえて、また取組を進めていってもらえたらと思います。その他にはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>つどい場の新規開設についてです。鳥飼新町の第 21 集会所で開始されるとのことで、対象者が 65 歳以上の方との説明でしたが、地域での説明では誰が来てもよいときいています。時間的には 13 時から 16 時までで、子どもたちも来ることができるときいていたのですが、このつどい場は高齢者向けになるのでしょうか。</p>
会長	<p>事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>第 21 集会所の利用者についてお答えします。これまで高齢介護課が委託してきたつどい場は、65 歳以上の高齢者を対象に、介護予防の目的で実施してきました。今回の第 21 集会所については、少しコンセプトが異なっており、委員からあったように、たとえば子どもやその子どもの世話をしている人など、65 歳未満の人も参加できる「多世代」というキーワードでさせてもらう形になります。</p> <p>今回、運営をしていただく団体を募集したところ、青年海外協力隊の JOCA 大阪からの応募がありました。JOCA 大阪は正雀本町で多世代交流を目的としたカフェを運営しており、そうした方々のノウハウや企画力を活かしながら展開をしていくものになっています。</p> <p>そのため、65 歳以上の方だけでなく、家族の人や子どもなども来ていただき参加していただくことで、多世代の交流を通じて介護予防につながるのではないかといいことを期待しています。</p>
委員	<p>それであれば聞いていた通りです。ありがとうございます。</p>
会長	<p>鳥飼新町のつどい場については、選定の段階で私も関わりました。多世代の交流についても新しい取組ですが、その他にも、コロナ禍ということでオンラインを活用した取組にもチャレンジをしたいと伺っています。それにかかる経費もみていただくということでした。かがやきプランの 1 つの大きな課題として、ICT の活用があります。その点も期待していきたいと思えます。</p>

	<p>先ほどのシールと同様に、地域の人たちから「これはすごくいい」「これは少し使いにくい」などがあると思うので、今後、またこういった場等でご意見をいただければと思います。</p> <p>その他はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>災害対策や感染症対策がどうなっているのかが伺いたいです。</p> <p>高齢者施設でクラスターが発生した際に、医療チームで支援をしました。そういったことがコロナ禍で必要になってきています。大阪府・市・医師会など、関係団体で連携して応援支援体制を作っていくことが必要ではないかと考えます。</p> <p>その観点で言えば、就労トライアルの参加者が少ないのではないかと感じます。</p> <p>また、ICTについて話が出たのであわせて意見を述べますが、鳥飼新町につどい場をつくりましたが、どういった経緯でこの場所を選定したのかということ伺いたいです。ニーズに基づいてのものなのか、それとも、どういう高齢者が増えているからこの場所に決めたのかという、データ分析といいますか科学的な観点からの説明がほしいと思います。</p> <p>その他についてはよいと思います。</p>
事務局	<p>情報共有になりますが、令和3年度の介護報酬改定で、すべての介護保険の事業者は3年以内にBCP計画（事業継続計画）を策定しなければならなくなりました。大きな施設については、以前から災害が起こったときに職員がどのように動くのか、物品等も含めて日頃からどんなことを準備しておくかということの計画を立てていました。しかし、コロナもあり、感染症についても3年以内に計画を作らなければならなくなりました。規模の大きい事業所でもこのような状況で、小さな事業所については、そもそもどういった計画を作ればよいのかということから知っていかなければならない状況です。</p> <p>こうした中で、介護保険事業者連絡会にも協力をしていただき、まずはBCP計画で作成するシートのひな型を作ることとなりました。最終的な計画自体は事業所の位置や規模によって様々ですが、まずは「こういった課題があげられる」というひな型を作ろうということで、事業者連絡会のケアマネジャー部会・訪問部会、また在宅医療・介護連携支援コーディネーターで月1回定期的に集まり、つい先日、感染症についてのひな型が完成しました。次に、災害の計画に関するひな型についても作成して、市内の事業所に「こういうひな型が出来たので、これをもとに各事業所の状況に応じて、3年以内に作成をしてください」とできるよう取組を進めています。</p> <p>すべての事業所で、あと2年間で計画を作らなければならぬので、作った上で試してみて、運用した上での改善も含めて、取り組んでいけたらと思っています。</p>
事務局	<p>続けて、つどい場をなぜこの地域に作ったのかということについて答えさせてもらいます。つどい場は、最初に開始するときの考え方として、従来の地域福祉活動として活発にサロンやリハサロンが開催されていますが、その実施場所が遠い地域</p>

	<p>もあり、そうした地域でも身近な場所で通える場を作るということがありました。</p> <p>市単独のデータというよりは、全国的なデータになりますが、週1回以上外出して他人と交流をしている高齢者は、そうでない方と比べて、要介護認定になる危険性が半分になるという報告があります。外出して他人と交流する場を作ること、高齢者の方にそこに来ていただき、それを通じて介護予防につなげていくということで実施をしているものになります。</p>
会長	<p>次の議題が日常生活圏域についてとなっています。どの地域でもそれぞれいろいろな活動や通いの場がありますが、そうした地域戦略も加味したものになります。その他の委員の皆様、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>計画の取組ということで、様々な取組をご報告いただきました。計画には、あわせて指標を作っています。その指標については、計画上は令和5年度の目標値が記載されていますが、令和5年度が1回目の評価になるのか、それとも年度毎に取組に基づいた指標の数値を確認していくのか、教えてください。</p>
事務局	<p>令和3年度の指標については、令和4年度中にお示しさせていただく予定です。令和5年度の目標年度だけでなく、毎年度、各指標がどうなっているのか、この審議会で報告をさせていただき、目標に対して近づいているのか、それとも近づけていないのか、残りの年度で重点的に取り組んでいかなければいけないのか、次年度の審議会の中でご意見をいただきたいと思っています。</p>
会長	<p>本日の配付資料としてスケジュールが配られています。来年度のどこかの段階で報告をいただけるという認識でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>後ほど、スケジュールの中でお伝えしますが、予定としては令和4年10月から11月に開催予定の令和4年度第2回の審議会で、進捗管理を行いたいと思っています。</p>
会長	<p>他にもご意見があるかもしれませんが、この内容については、次の議題である日常生活圏域とも関わってきます。それぞれの圏域の中でこういった活動があるかわからなければ、圏域の話についてもイメージが持ちにくいということもあり、こうした順番としています。日常生活圏域について事務局から報告をしていただき、その後で、圏域の話とあわせて、案件1の中での意見や質問がまだできていないという方は、ご発言いただければと思います。</p> <p>それでは、案件2について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>2.議事 (2) 日常生活圏域について</p>	
事務局	<p>「資料1 日常生活圏域について(基礎編)」を用いて説明をします。</p> <p>こちらの資料の12ページまでは前回の書面開催の際にお送りした資料と類似の内容になっております。しかし、前回は書面開催のため説明が行えませんでしたので、12ページまでについても、概略を説明しながら進めていきたいと思っています。</p> <p>日常生活圏域についてです。こちらは、介護保険事業に係る国の指針の引用となります。下線部分になりますが、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の</p>

社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、例えば中学校区単位など、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めることとされています。摂津市では、平成18年の第3期計画の策定時に、諸条件を検討し、安威川以北圏域と安威川以南圏域の2つの圏域を設定しました。

次のスライドは国の資料になりますが「地域包括ケアシステムの姿」となります。地域包括ケアシステムでは、医療・介護・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される形を目指しています。右下の破線部分にありますが、このシステムについては、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域、具体的には中学校区と括弧書きがされていますが、その単位で構築していくものとして想定されているとの記載がございます。

市内の概略図はスライドの通りとなっており、市中央を流れる安威川を境に、安威川以北圏域と安威川以南圏域の2圏域を設定しています。

第8期計画の策定にあたり、この審議会から圏域の設定に関する答申をいただいています。下線部の要旨のみ読み上げますと、平成18年度に策定した第3期計画において安威川以北圏域・安威川以南圏域が設定されたものの、2025年を見据えて、圏域の見直しの検討を行ってくださいというものになります。

それを受けまして、第8期計画では、「第9期計画に向けて、第8期計画期間中に、圏域の見直しを含めた検討を行います」と記載しています。

また、昨年度の審議会でのご意見を記載しています。こちらも下線部の要旨のみ読み上げますが、日常生活圏域については、原則として30分以内で福祉サービスに到達することができるものを圏域として設定しており、国においては具体例として中学校区であると明記されており、市町村の状況によって弾力的に運用できるとされているというご意見がありました。また、「以南・以北で高齢者の実態を把握できるのか疑問に感じるため、今一度圏域について検討をいただいた方が良い」とのご意見でした。その他、中学校区を圏域と定めて、その上で、個別の取組については2～3圏域を併せて考えることも可能とするべきではないかというご意見もいただいています。

北摂他市の状況については表の通りとなっています。概略を次のページに記載していますが、中学校区数と日常生活圏域数の関係では、箕面市は日常生活圏域数が中学校数より多く、具体的には小学校数と同じになっています。その他の市については、日常生活圏域数が中学校数より少なくなっています。

次に摂津市内の状況ですが、中学校区毎の介護保険事業所数・医療機関数は資料に記載の通りとなります。前回の書面開催の際に、小学校区別の数字も提供していただきたいとの意見をいただいていたので、資料2として提供をしています。

次のスライド以降が、この審議会で新しくお示しするスライドになります。書面開催の際に、「第2次ベビーブーム世代を視野にいれ、それを見据えた検討が必要」とのご意見をいただいています。本市では、第2次ベビーブーム世代が高齢者に到達するのはおおむね2040年ごろとなっており、その際の人口・高齢者人口・75歳以上の後期高齢者人口の見込みについて掲載しています。傾向としては、2020年から2040年にかけて、1中校区を除いて総人口は減少していきませんが、どの校

区についても、高齢者人口は500人～1,000人程度増加する見込みとなっています。

圏域数を増やすことについては、メリットもございますが、デメリットもございます。主なメリットについては、ケアマネジャーなどの専門職がより限られた範囲で担当地区を持つこととなりますので、市民の皆様にとって、より特定の人が担当を持つということになります。また、行政上のこととなりますが、圏域数に紐づいている国からの交付金について、交付金の基準額が増えることとなります。また、介護事業者の公募にあたり、より限定した地域で募集を行うことができます。

一方、デメリットもあります。1つは、圏域によって事業者の多寡が生じる恐れがあります。先ほどお示したように、地域により事業者数の違いがあります。今後の議論にもよるとは思いますが、圏域をわけるとなると、おのずとすべての圏域に同じように介護事業所を整えようという方向になると思われまます。そうなると、おのずと事業者数が増えて、業態によっては競合が発生するおそれがあります。2つ目は、圏域に応じて地域包括支援センター等の機能を分割する場合、1センターあたりの専門職の数が減ることとなります。先ほど、メリットとして、「市民の皆様にとって、より特定の人が担当を持つことになる」とお伝えしましたが、裏を返すと、「これまで多くの人で対応していたが、少ない人数で対応するようになる」ということとなります。また、先程、国の交付金が増えるという話をしましたが、それに基つき事業規模を拡大すると、市の負担や介護保険料の負担が増えることとなります。

次のスライドに交付金について記載しています。たとえば生活支援体制整備事業については、交付金の基準額の設定に、日常生活圏域数が用いられています。圏域が1つ増えるごとに、基準額が400万円ずつふえます。

ただし、「交付金基準額」は事業費の総額となっており、すべてが交付金となるわけではありません。右下の円グラフに示していますが、財源構成として、国が38.5%、府が19.25%、市が19.25%、第1号被保険者の介護保険料が23.0%となっております。したがって、圏域を1圏域増やし、それに伴い生活支援体制整備事業を400万円拡充しますと、国の交付金や府の交付金は増えますが、保険料の負担額も増額になります。一番下に記載していますが、総額400万円の拡充をおこなう場合、1人1年あたり約41.2円の保険料の増額が必要になります。

圏域数の増減に影響を受けないことは主に3点あります。1つ目が、利用できる介護サービス事業者です。市が事業所を公募する際に地域を決めますが、制度上、市民は圏域に関わらずサービスを使うことができます。ただし、事業者側でサービス提供圏域を設定する可能性はございます。2つ目が地域包括支援センターの運営に関わる交付金基準額です。圏域を増やしても、地域包括支援センターの運営に関わる交付金は増えません。圏域に応じてセンターを分割する場合は、現在の総額を分割する形になります。3つ目が公共施設の整備です。日常生活圏域は、あくまで介護保険制度上の圏域となるので、他の公共施設の整備には影響を及ぼしません。

次のスライドから、前回の書面開催の際にいただいたご意見を記載しています。時間の関係上、22ページのまとめを用いて説明しますが、大きく分けて、3つの案が挙げられています。1つ目が、中学校区にあわせた5圏域。2つ目が安威川以南

	<p>圏域を2つに分けた3圏域。3つ目が現状と同じ2圏域となります。その他、安威川以南圏域を2つに分けた上で、更に安威川以北圏域についても2つに分ける4圏域という意見もありますが、意見として多かったものは先ほどの3案になります。</p> <p>安威川以南圏域を2つに割る場合、どこでわけるといことになります。日常生活圏域の割り方は、必ず校区などの割り方と一致させなければならないわけではありません。しかし、福祉活動等の取組では、小学校区単位・中学校区単位のもの少なからずございますので、摂津市の圏域分けとしては、中学校区の境界にあわせることが適当と考えます。そのため、事務局としては、安威川以南圏域を2圏域に分ける場合は、第2中学校区と第5中学校区をあわせた鳥飼圏域と、第4中学校区の別府・味生圏域になると考えます。</p> <p>本日の審議会で議論・意見をいただきたいことは、主に2点です。1つ目は、次回の審議会で具体的に圏域をわける場合、維持する場合にどのようになるかをお示しすることとなりますが、その区分案を、5圏域・3圏域・2圏域の3案としてよいか。2つ目は、13ページ以降の今回新しくお示した内容も含めて、事務局や他の委員に伝えておきたいこととなります。その他についても、多様な意見をいただければと思います。</p> <p>今後のスケジュールですが、圏域については、いつでも分けられるわけではなく、介護保険事業計画に記載をして運用をするものとなっています。そのため、一番下の行に記載していますが、最短でも第9期計画開始となる令和6年4月となります。令和6年4月に向けたスケジュールは、上に記載している流れになります。</p> <p>今回の審議会になりますが、情報共有と整理を行っており、検討する圏域案の方向性を決めることとなります。次回の審議会の際に、圏域案ごとに、資料の提示や検討をします。その次の審議会の際に、圏域の設定についての方向性を決定します。この圏域設定の方向性に基づき、計画策定に向けての調査を実施し、調査の分析を行います。再来年度の内容になりますが、1年かけて介護保険事業計画を策定するものとなります。</p> <p>最後のスライドになりますが、前回の書面開催の際に、小学校区別の資料をいただきたいとのご意見がありました。そのため、資料2として小学校区別の資料をお配りしています。ただし、今まで説明した資料の出典では、必ずしも小学校区別のデータがないものがあるため、一部は出典を変更しています。資料1と資料2では必ずしも数値が一致しない場合もありますので、ご了承いただければと思います。</p> <p>以上で事務局からの説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは委員の皆様からご意見をいただければと思います。それぞれの立場によっても見え方が違うと思われま。専門職の見え方もあります。介護保険事業計画ではありますが、地域福祉に近づいてきており、国においては地域共生社会の実現ということも言われています。市民の方が当事者として、参加者として活動していくためには小さい単位の方がよいという議論もあるかと思われま。どの立場からの意見でも構いませんので、お願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>人口や事業者数等が記載されていますが、推計も含めて、要介護認定者数や介護</p>

	<p>サービスの利用者数のデータは出せないのでしょうか。市の方針では介護予防に力を入れており、予防が進めば先々の認定者数やサービスの利用者数は減るかもしれませんが。そうしたデータがあれば、より良いかなと思います。今後、介護サービス利用者数が増えるようであれば、それに対応する体制が必要になります。高齢者人口だけでは、そのあたりのイメージが持ちにくいです。たとえば、これまでの実績で人口の何%程度の人が認定を受けており、その傾向が大きく変わっていないようであれば、そういったものでも構いません。</p>
会長	<p>ありがとうございます。事務局からいかがでしょうか。難しい部分もあるかもしれませんが、可能な範囲で回答をお願いします。</p>
事務局	<p>ご指摘ありがとうございます。要介護認定者数や介護サービス利用者数についてですが、資料2の形での作成はできていません。推計等も含めまして、今後作成の上でお示ししたいと思います。</p>
委員	<p>現在は2圏域になっています。地域包括支援センターは地域福祉活動支援センターと、昨年11月から新鳥飼公民館に鳥飼分室ができています。しかし、実際には、地域福祉活動支援センター1か所で地域包括支援センターの業務をしています。そのため、2圏域というイメージを持っている介護事業所は少ないと思っています。</p> <p>先ほど、高齢者人口の話が出ましたが、以南と以北の高齢者人口はおおむね同じ割合です。しかし、介護サービスの利用の相談については、以北の方が多いです。地域包括支援センター運営協議会の間でもご報告をしていますが、サービスを使っている方も、以北の方が多いです。</p> <p>以南の方は、家族でみられている場合もあり、「福祉の世話にはなりたくない」という人もいらっしゃいます。本当はもっと、地域包括支援センターとして、地域に出向く形できめ細かい介入をしていかなければならないと思っているものの、実際には相談に来られた人の対応に追われているという状況になっています。</p> <p>11月から分室が設置されましたが、相談窓口ということで、相談に来られるのを待つ受け身の状態になっています。今後はもっと地域への働きかけをさせていただければいいのですが、なかなかそこまで追いついていない状況です。今後は、市民にとって身近に来てもらえる場所になっていきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>鳥飼分室をどのように展開していくかということは、圏域を考えていく中で非常に重要です。圏域をわける際に、地域包括支援センターはセットになって検討していくべきもので、圏域を増やしたとしても、それをどう活かしていくのか、それにふさわしい場所が確保できるのかという課題もあります。そうした現状についてのご意見であったと思います。</p>
委員	<p>事務局は介護保険事業の計画の中で圏域を考えているかと思いますが、社会福祉全体で考えたときに、高齢・障がい・子どもという個別のことではなく、複合化したいろんな制度にまたがる課題をどう解決するかという考えも必要です。</p>

	<p>また、単純に福祉の制度に結び付けるだけでなく、どのように地域のつながりや 支え合いの仕組みを作っていくか、またそうした場や仕組みに対象者をどのように 参加させるかということを含めて考えていかなければなりません。どの程度の範囲 であればそういう取組ができるのかという視点で圏域を考えなければならぬと思 っています。介護保険上のこととは少し違うのかもしれませんが、その全体の組 立てをどうしていくのかという視点が必要だと思えます。</p> <p>箕面市が小学校区毎の圏域を設定していますが、人のつながりをつくっていくと いうことで、お金の問題とは別のところで考えているのだと思えます。事務局から、 圏域が増えたら保険料の負担が増えるという説明がありましたが、そうしたことで はなく、どのように地域のつながりを作ったらいのかという視点だと思えます。 少なくとも、30分以内で移動したりサービスに到達したりできる生活圏が中学校 区なのだと思います。統廃合されたときには中学校区が適当なのかということも考 えなければならぬとは思いますが、あまり広くなると高齢者自身が移動できなくな ります。</p> <p>話が変わりますが、先程、新しいつどい場では多世代交流のつどい場を作ろうと しているとのことでした。高齢者だけを対象にするのではなく、もう少し広い範囲 で考えていかなければなりません。高齢者・障がい者・子どもだけでなく、そうし た人たちを含めた地域全体のつながりが今後求められていきます。そのときに、介 護保険制度だけで組み立てていくというのがどうなのかということも、あわせて考 えていかなければならないのではないのでしょうか。国の方では、包括的な支援体制 をどうやってつくっていくのかという議論もあります。その一例として重層的支援 体制整備事業が示されています。この事業は市町村が任意でやるかやらないかを選 べますので、事業としてはやらなくてもいいのかもしれませんが。しかし、視点とし ては、地域共生社会ということで、色んな人たちが多様な課題を抱えながら地域で 暮らし続けていけるような条件を整備していく必要があるということは変わりませ ん。その観点からも圏域を検討していただく必要があると思われま。</p> <p>この後の案件にあります、居住支援も高齢者に特化した課題ではありません。 ひとり暮らしの高齢者や、高齢者夫婦の世帯が困っているのも事実です。しかし、 外国人や刑を終えて出所した人など、高齢者や障がい者以外にも同様の課題があり ます。そういった人たちを地域全体でどのように支えるのか、そういったことを当 たり前のものとして受け止める世の中にしていくにはどうするかという視点を考 えていただきたいです。個々の課題をすすめることも大切ですが、横に広がるよう なことを意識して、第9期に向けて圏域を考えていく必要があるのではないかと 思います。そういう組み立て方をしないと時代遅れになるのではないかと 思います。</p>
<p>会長</p>	<p>委員がおっしゃったように、社会福祉法において包括的支援体制を作りなさいと いうことが示されています。高齢者の包括的ケアだけでなく、障害を持つ人や児童、 あるいは生活困窮者など、将来的には全体として取り組んでいくということが想定</p>

	<p>されています。現在この場で検討している圏域が、高齢者だけでなく、他の領域にも被ってくるとなったときに、その点の整合性が市の中でどうなっているのかという点について、保健福祉課にもご参加いただいているので、伺えればと思っています。</p>
事務局	<p>まず、高齢介護課から委員のご意見に対して述べさせていただきます。私も、委員と同じ課題認識は持っています。しかし一方で、支え手の減少という課題もあります。資料1の13ページをみていただければと思いますが、人口と高齢者数の関係でいうと顕著になっているのが、第5中学校区です。総人口は6,971人で2,558人減少となっていますが、高齢者人口が3,657人となっています。人口約7,000人に対して高齢者人口が約3,600人です。高齢者人口だけをみるとどの校区も同じような増加に見えますが、支え手の数はまったく異なってきます。支え合いは重要ですが、人口比率でみると、この地域だけで支え合えるのかという課題もあります。</p> <p>委員からの意見にあったような「参加する」という点も1つのキーワードではあると思います。そういう意味では高齢者以外でも考えていかなければいけません。私の中ではそういうこともあって、今回新しく開設するつどい場については、高齢者を中心としたものにはなるとはなるとは思いますが、新しい取組としているような世代の参加できる「ごちゃまぜ」の取組をさせていただくものになっています。</p> <p>また、鳥飼まちづくりのグランドデザインというものを市全体の方針として作成しています。夏頃までには出来上がると思います。これまでは高齢者の集まる場、子どもの集まる場をそれぞれ別々に考えていましたが、一緒のところに集まらないのかという議論や、公共施設をどう配置していくのかという議論もあるかと思えます。介護保険事業計画ではありますが、市全体の計画との整合性もみていかないとはいけなかなと思っています。</p> <p>現時点で圏域の答えを持ち合わせているわけではないですが、委員と同じ課題認識は持っており、そういったことも考えていきたいということをお伝えさせていただきます。</p>
事務局	<p>続いて保健福祉課からお答えします。保健福祉課では、地域福祉計画を作成し、推進しています。計画の目標の1つとして地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築ということが書かれています。地域福祉計画は、高齢者分野だけでなく、障がい者分野や子育て分野の計画の上位計画となっています。地域福祉計画で全体を網羅する形で考えていかなければならないと思っています。地域によって状況の違いがある中で、どこまで小さな単位とできるかというところがあると思います。地域を支える人は、住民だけでなく、サービス事業所等たくさんの方がいます。この支援のネットワークをどこまで小さくできるのかということです。きめ細かくできるのはいいとは思いますが、地域の違いもあるので、そのあたりはそれぞれの計画の担当などと連携しながら考えていかなければならないと思っています。</p>
委員	<p>もう1点、小学校区毎の施設の数を出したらいいのではないかという意見は自分</p>

	<p>の言ったことかと思いますが、必ずしも均一である必要はありません。第2中学校区と第5中学校区はちょっと違うのだらうと思います。鳥飼地域としては1つですが、買い物のことや日常生活のいろんなことでは、第2中学校区と第5中学校区は随分違いがあると思います。圏域の考え方が、どういう取組をその地域でしていくのかという検討をするものであれば、事務局が言っているように1つにしたらいけないものではないと思います。</p> <p>圏域をどんどん小さくして行けば取組は大変という問題もあるかと思いますが。また、事務局からは補助金や制度の説明がたくさんありました。ただ、そうではなく、どういう人のつながりをどの範囲でつくっていくのか、地域の支え合いを作っていくことが可能な範囲がどこなのかということなのだと思います。小学校区まで狭めると専門職が確保しにくい、しかし中学校区まで広げれば人的資源が確保できるから、その程度の範囲にするというような考え方です。取組をその圏域ごとに特色をもって、かつ必要なニーズにあわせてということをするのであれば、一定の同質性をもった範囲内で分けする必要があると思われます。圏域毎の特色があったり、違いがあったりするのです、そうした現状を踏まえた上で考えていくことになっていくのではないかと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>かがやきプランの基本理念が「みんなで支え合い、安心して暮らし続けられるつながりのまち」となっています。この中にはケアのことは大きな事項としてありますが、働く場・憩いの場・買い物をする場など、生活の全体的なことで安心できるということを含んでいるものになります。そういった意味での安心できるまちの圏域というのはどういったところだろうだとは思いますが。</p> <p>他の委員の皆様はいかがでしょう。「そもそもこれってどういうこと」ということでも構いません。</p>
<p>委員</p>	<p>摂津市では、介護保険事業者連絡会が非常に頑張っていると思います。地域の困りごとをそこで汲み上げることができ、そして地域包括支援センターと連携して対応ができていれば、それでよいのではないかと思います。地域包括支援センターは、介護事業所の監督的な役割だと思っています。地域包括支援センターが細かな内容を1つ1つ行うのではなく、たとえば虐待など、プロの中のプロが行うことに力を入れるべきと思っています。介護事業所と地域包括支援センターの連携が、今は良くできていて、上手く回っている気がします。そのネットワークがしっかりできていれば、圏域数にこだわる必要はないのではないかと思います。</p> <p>ただ、地のりやこれまでの区域ということは大切ですので、事務局が出している案のいずれかになるかと思っています。</p> <p>将来はどうなるかということはあると思いますが、現時点では、摂津市は各介護事業所が頑張っているのです、今の日常生活圏域で出来ている部分もあります。</p> <p>もう1つききたいことがあります。地域共生社会の実現のために社会福祉法が改正されました。それに基づき摂津市ではこういったことをやっていますということは</p>

	ありますか。
委員	<p>最近の改正については、検討をしているものの、対応まではできていないと思います。重層的支援体制整備事業などは前回の改正で出てきた内容だと思っています。それ以前の改正で、地域福祉計画が他の福祉計画の上位計画として位置づけられましたが、それについては、前回の地域福祉計画の策定にあたって反映ができています。あくまでその時点の計画ではあるため、その後の改正までカバーしているわけではないですが。</p>
委員	<p>社会福祉法人連携推進法人についてはいかがでしょうか。そうした具体的な取組についてお伺いしたいです。現時点で取り組めていないようであれば、取り組めていないということでも構いません。</p>
会長	<p>委員間の議論になっているので少し述べさせていただきます。介護保険制度では、国の方で制度改正がされるたび、それに翻弄されるという構造があります。これはどの局面においても言えることで、社会福祉法の改正がされ、それにより包括的支援体制についても影響があるわけですが、それまでの取組が追いついていないところに次から次へと新しいことを言われても、なかなか難しいです。社会福祉法人の連携にしても、まずその前に1つ1つの社会福祉法人の取組ができて、その次の話になります。そういったものが、なかなか追いついていないのが現状だと思います。</p> <p>また、私自身が感じている摂津市の課題ですが、地域包括支援センターも老人クラブもボランティアグループも、それぞれ非常に頑張っています。しかし、それぞれの取組の間の連携という点では課題であると感じています。それぞれの取組が上手に組み合わせられれば、より摂津市民の幸せにはつながっていきます。</p> <p>コロナは、つながりという点ではさらに難しくしています。専門職の領域は、たとえば施設でクラスターの問題に取り組むなど、コロナ禍でこそ取り組まなければならない部分があり、取組は進んでいきます。しかし、地域の方は、なかなか集まらなかったり、取組がしづらかったりという課題があります。そのことで、それぞれの足並みをあわせたり、つながりを作ったりすることが難しい状態です。適切な圏域の範囲とは、専門職の取組と市民や自治会などの取組が重なるという圏域であるということも確認をしておきたいと思います。</p> <p>事務局にはお伝えしていますが、暮らしの応援協議会を開催しましょう。ケアの問題、支え合いの問題、働く場や買物の場所など、総合的に考えるのが暮らしの応援協議会です。コロナ禍で開きにくいというところではありますが、いろんな場で議論をして、この審議会でも議論をする。それが積み重ならないと、なかなか圏域をどうしようということにまでならないので、7月までに絶対に開催してくださいということを事務局にお願いします。</p> <p>オンライン参加の委員からもご意見などはありますでしょうか。</p>
委員	<p>圏域の議論よりも、地域包括支援センターの頑張りが市民に伝わっていないので</p>

	<p>はないかと感じています。場所をわけた上で、どのような活動をしていくかというところを、発信はしているのだと思いますが、鳥飼に分室ができたということも、なかなか市民に伝わっていないのではないかとというのが正直な感想です。そこにもう少し力を入れるべきではないかと感じます。</p>
会長	<p>2期前の計画には、情報をどのように広げていくのかということも、1つの重点施策として入れていましたが、引き続き課題になっているかと思います。今日の審議会では、今年度の主な取組を事務局から報告いただきましたが、こうした内容がニュースレターのようなもので年1回市民に知らせられると、より市民も活動している方もわかりやすくなるのではないかと思います。地域福祉通信などでも、ぜひ取り上げていただければと思いました。</p>
事務局	<p>地域福祉通信の話が出たので、発行している担当課としてお答えします。薬局や公共施設に置かせてもらっていますが、ご存じの方はいらっしゃいますでしょうか。月1回発行しています。現在は健康情報やイベント情報が多くなってしまっているということが課題だと思っており、1つでも地域の活動の状況や、現在会長からお話をいただいたような、サービスの内容などを載せていけたらと思っています。来年度から、社会福祉協議会に一部のページを作成していただき、地域の活動を載せていこうかと思っていますので、少しずつリニューアルして行って、地域福祉のことに付いて発信できたらと考えています。</p>
会長	<p>圏域の話ということで、なかなか難しいものになりますので、様々な意見が出てきました。審議会全体のスケジュールもありますので、ここで切らせていただいて、案件(3)の第9期計画の策定に向けたスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>2.議事 (3) 第9期計画の策定に向けたスケジュールについて</p>	
事務局	<p>資料3の「第9期摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けたスケジュール」を用いて説明します。</p> <p>先ほど、圏域の議論の中でスケジュールを説明させていただいた部分もあるため、大まかに説明します。</p> <p>来年度は、計3回の会議を予定しています。</p> <p>令和4年7月に、今回話し合いました圏域について、具体的な数字をお示しします。また、令和4年度に始める新規事業についてお伝えをします。</p> <p>令和4年の10月～11月には2回目の審議会を開催します。2回目の審議会では、令和3年度分の進捗管理と、圏域に関する最終的な方向性の決定をします。また、令和4年12月～令和5年1月にかけて行う調査のアンケート案などをお示しします。</p> <p>令和4年12月～令和5年1月には、実際に調査をして、3月にその調査結果についてのご報告などをします。</p> <p>現在ご出席をいただいている委員の任期の満了は令和5年3月31日までとな</p>

	<p>っています。令和5年の4月から1年間かけて第9期計画の策定を行うというスケジュールになっています。令和6年3月末に計画を策定し、それに基づいて令和6年度～令和8年度の取組を行うこととなります。</p> <p>時期や内容については、第8期計画策定時の内容をもとに、現時点での大まかな想定となります。今後、国の動向等により、必要に応じて変更になる可能性があることをご了承いただければと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ご意見などもあるかもしれませんが、時間の都合もあるため、引き続き案件4の地域密着型サービスについて、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>2.議事 (4) 地域密着型サービスについて</p>	
事務局	<p>資料4の「地域密着型サービスの開設・公募について」をもとに説明をします。</p> <p>1番の看護小規模多機能型居宅介護の開設内容の一部変更についてです。看護小規模多機能型居宅介護は、訪問介護・訪問看護・デイサービス・ショートステイの4つのサービスを提供する事業所で、訪問介護と訪問看護の登録人数が最大で29人、デイサービスは最大18人、ショートステイは最大で9人までが利用できる施設となっています。1点目の変更は、ショートステイの定員が9人から8人となっています。理由は、当初は1階のみをデイサービスやショートステイとして利用し、2階以上を建設する場合は従業員のみが使うという想定のため、エレベーターを設置せず、外階段を設置する予定にしていました。その後、屋上をデイサービスのレクリエーションなどで使ったり、万が一浸水害が起こったときに利用者の避難に利用するために、エレベーターを設置することとなりました。エレベーターを設置する場合の建築基準法の関係から、やむを得ずショートステイの定員を1名減らしたのとなっています。2点目が開設予定日の変更になります。本来であれば、令和4年3月31日を開設予定日としていましたが、新型コロナウイルスの影響で海外からの建築資材の調達が遅れており、現時点では令和4年6月1日の開設予定となっています。</p> <p>続いて、2番の地域密着型通所介護の新規開設です。新たに開設する事業所の名称は、「社会福祉法人気づき福祉会 摂津いやし園デイサービスセンター 満さん家（みつるさんち）」です。所在地は鳥飼八町で、近隣地図は資料に記載の通りです。開設日は、資料には令和4年4月1日と記載していますが、資料をお送りした後に、運営法人から、内装工事や設備の搬入が遅れている関係で、4月11日の開設に変更するとの連絡がありました。定員は28人となっており、サービスの提供時間は9時30分から17時となっています。こちらのデイサービスは、もともと建っている古民家を活用したデイサービスとなります。活動の中で畑作業や、その畑で収穫したものを利用者と一緒に調理するというような内容を予定しているとのことです。こちらの事業所は通常のデイサービスになりますので、認知症対応型ではありませんが、認知症の方の利用についても相談に応じるというように聞いて</p>

	<p>ています。</p> <p>次に3番の認知症対応型通所介護の公募についてです。こちらは、市内の事業所と調整を行いました。令和3年度には応募がなかったため、令和4年度中に再公募を行います。</p> <p>最後に、お手元の資料には記載されておりませんが、新規の住宅型有料老人ホームについての情報提供です。場所は千里丘東で、元々千里丘協立診療所の建物であった場所を購入された株式会社が、建物を活用して有料老人ホームを開設します。開設日は5月1日の予定です。4階建ての建物で、以前の病室等を利用し、全部で20室の予定です。運営会社はもともと吹田で総合事業の訪問介護の事業所を行っていましたが、そちらは閉じており、大阪市内や尼崎市や八尾市などで、同じような住宅型有料老人ホームを運営しています。居室は、以前病室であった場所を利用するため、水道の配管ができず、トイレと洗面台が個室にはないとのことでした。代わりに各フロアに2か所のトイレと洗面台があり、共用する形になるとのことです。浴室についても、機械浴がなく、通常のお風呂になるとのことです。事業所としては、要介護度の高い方の入居は難しく、自力又は車椅子で移動が可能な方を入居者として想定していることと、1階には訪問介護事業所が入るということを聞いています。</p>
会長	ご質問やご意見などはございますか。
委員	<p>余計なことなのかもしれませんが、最後におっしゃった有料老人ホームについて、トイレは個室になく、入浴は車いすで行ける人までということでした。個人的な感覚ですが、人間は日々能力が落ちていきます。食事や入浴などは楽しみにしている人もいます。清潔面にしても衛生面にしてもそうですが、何日もお風呂に入らなくなってしまうたり、あるいは家族としては入れてほしいのに入れられなくなったりすることでもでてくるかもしれません。車椅子の人であっても、いずれはそれさえもできなくなる状態があり、施設を建てる計画の段階で、そうしたことが考慮されていないのはどうなのかなと感じました。ベッド越しに入浴ができるなど、そこまで求めるものではありませんが、一定の設備は必要ではないかと感じます。自分の心情にはなりますが、一利用者の立場として言わせていただきました。</p>
会長	事務局か、あるいは地域包括支援センターの方からでも構いませんがいかがでしょうか。
委員	<p>そこまで手厚いものを求めているわけではないのですが、せっかく新しい場所ができるというのに、残念だなと感じたのでお伝えさせていただきました。経営者の方は、介護や福祉などのことを全部して、事業者として運営をしていくものだと思います。経験がなくても、やがてそうなるだろうということを念頭においていただくことが必要かと思います。</p> <p>資金を投じて運営をしてくださるということはありがたいことです。利用者側にとっても助かることとなります。ただ、やはり実際にみたり、あるいは勉強したり</p>

	<p>する中で思うこともあり、残念だなと感じました。</p>
委員	<p>入所にあたっては、よくみて、よく相談することが大事です。その中で気になることがあれば、遠慮せずに尋ねることが必要です。</p>
委員	<p>摂津市内にも、たくさんのサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームができていますが、今、別の委員からあったように、施設の特色等をみていただくのがよいと思います。また、ずっとその施設にいないければならないわけではありません。体の状態にあった施設があります。年齢を重ねてから住んでいた場所を変えるということは負担になるかと思いますが、逆に手厚い介護が受けられるようになるので、ご状態によって施設を変えることも含めて考えられたらよいのかなと感じます。</p>
委員	<p>体の状態が変わったら、介護認定で区分変更を出すことができます。</p>
事務局	<p>ただいま何人かの委員からお話があったように、今回開設する施設は介護保険施設ではないため、それぞれの事業所が住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅として特色を出しているところがあります。今回の施設は、先方からのお話としてあったわけではないですが、個人的に感じた印象としては、場所が駅前ではあるものの、個室に水洗設備がないということもあって、家賃が他と比べて非常に安くなっています。それが特色なのかなと思います。そのため、入る方は「いずれ自分の体が不自由になったときにはここには入れないかもしれない」と認識した上で、それでも家賃が安いのでここに入ろうというということは、選択肢の1つとしてはあり得るのではないかと感じました。</p>
会長	<p>次の案件が居住支援協議会となっています。高齢者の住まいの問題は幅広く、収入が少ないという課題があることは重要なポイントになってきます。そういったことも含めて、どんな方でも安心して住まいを得るための支援の仕組みになります。居住支援協議会について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>2.議事 (5) 居住支援協議会の設立について</p>	
事務局	<p>居住支援協議会の設立について、報告をします。先ほど説明をしました「資料6 令和3年度の主な取組」の18ページの部分になります。あわせて、「資料7 摂津市居住支援協議会（居住支援ネットワーク会議）規約（案）」「資料8 令和4年度 摂津市居住支援協議会 事業計画（案）」を配付しています。こちらをもとに説明します。</p> <p>まず、資料6の18ページを利用して説明します。こちらには、居住支援協議会の設立の背景や目的、協議会の構成委員、今後どういった事業を実施していくかということについて記載しています。1点目の協議会設立の背景や社会的な課題で、どういった方が対象になっているかということに記載しています。少子高齢化が進む中で、高齢者、その中でも特に1人暮らしの方が賃貸住宅を借りる際に、入居を拒まれるということが増加しており、住居の確保が課題になっています。また、高</p>

	<p> 齢者だけでなく、委員からご意見があったように、障がい者の方や低所得の方、あるいは被災された方なども対象となります。こうした方々が、住宅の確保が難しいという課題があります。これは、近隣とのトラブルや家賃滞納への懸念などがあることから、家主への理解がすすまず、賃貸契約に結び付かないという課題になっています。摂津市では、審議会委員でもある百武委員が所属しているとりかい白鷺園が、居住支援法人として、住宅の確保が必要な方々への支援をされてきました。その活動の中で、居住支援法人だけでなく、行政や社会福祉協議会などの福祉の現場、民間の賃貸事業者等が課題を共有して連携をしていかないと、なかなか解決が難しいということがあり、とりかい白鷺園、市役所、社会福祉協議会で準備を重ねてきました。この審議会の会長である石川先生にも当初から助言やアドバイスをいただき準備をして、令和4年3月1日に居住支援協議会の設立総会を開き、設立しました。 </p> <p> 構成員の詳細ですが、資料7の別表4をご覧ください。主な構成員を紹介させていただきます。居住支援法人の社会福祉法人桃林会とりかい白鷺園さんが協議会の事務局になります。次に、福祉関係団体として摂津市社会福祉協議会と摂津市地域包括支援センターに参画していただいています。榎谷委員には、居住支援協議会の会長を担っていただいています。摂津市の関係課としては、福祉部局として、保健福祉課・障害福祉課・生活支援課・高齢介護課が参画しており、協議会の副会長を保健福祉部長が担います。その他、住宅施策部門として総務部資産活用課や建設部建築課が参画しています。準備当初から助言をいただいていた石川先生には、引き続きオブザーバーとして居住支援協議会をご協力いただければと思います。 </p> <p> 今後の活動になりますが、資料8をご覧ください。まず(1)になりますが、住宅・福祉部局間や協議会構成委員及び関係団体等との連携を図る取組になります。居住支援に関わる課題の共有や、今後こういった取組ができるのかという協議、あるいは構成員間の役割の整理など、そういったことをしていくものになります。 </p> <p> (2)の新たな住宅セーフティネット制度及び協議会活動の周知・普及やセーフティネット住宅の登録促進に係る取組です。いろいろとありますが、構成員間の理解の促進や共通認識を持てるように構成員向けの説明会の実施、意見交換会の実施、市民向けの周知やPRが主な内容になっています。 </p> <p> (3)～(5)は、要配慮者に直接関わる部分として、実際の居住支援の取組をすすめていくものになります。相談支援の充実を図っていくという内容になっています。 </p> <p> 今後、構成員間で連携をしながら、こうした住まいに関する相談に対応できるようにすすめていきたいと思っています。 </p>
<p>会長</p>	<p> 私も立上げに関わらせていただきましたので少し説明をさせていただきます。住まいの安定化は包括的支援体制の一番底の部分を支えるものです。歳をとる、介護が必要になる、あるいは先ほど事務局から説明があったように低所得になるというこ </p>

	<p>とも問題のきっかけになります。あるいは家族トラブルがあったり、がんなどの疾病になり人生の最終段階になったりしても、最後まで安心して暮らすことを支える新しい仕組みが摂津市内にできたということになります。これは大阪府下では3番目になります。先程のつどい場ではないですが、制度としては枠がありますが、それを超えて、私たちの作ろうとしている安心のまちの取組の1つの仕組みとして活用していければと思います。高齢者の住まいに資するような取組を期待しています。委員の皆様から何かご質問やご意見などはありますでしょうか。あるいは、事務局を担っていただいている委員から、一言ありましたらよろしくお願いします。</p>
委員	<p>居住支援法人として大阪府から登録をしていただいて5年目になりますが、支援をしていく中で、我々だけでは限界もあるというところから、石川先生にも立上当初から相談をさせていただき、居住支援協議会の重要性を伝えていただいていた。それがやっと設立できたということは大変うれしいことです。社会福祉協議会の会長や高齢介護課が一生懸命尽力していただいたおかげで設立が出来たと思っています。今後、これから少しずつ摂津市内で住みよいまちづくりというところで支援ができるような協議会にしていければなと考えています。安心して住まう場所を提供できるよう、構成員みんなまで対応していきたいと思っていますので、またお力をいただければなと思います。</p>
2.議事 (6) その他	
会長	<p>ありがとうございます。時間も迫っていますので、その他の案件ということで事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>次回の開催日については、令和4年7月頃を予定しています。日程については1か月程前に案内をさせていただきます。</p>
3.閉会	
会長	<p>ありがとうございます。最後になりますが、本日の案件になっている日常生活圏域について、データがもう少し必要ということであったり、いろんな検討が必要ではないかということであったり、一つの仮の答えということになるのではないかと思います。今後も引き続き検討をしていきますが、そのためには暮らしの応援協議会を開催していただきたいということを、重ねてお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、これで本日の会議は終了とさせていただきます。活発なご意見をいただきありがとうございました。</p>